

## ドメイン名登録サービス約款

ドメイン名登録サービス約款（以下「本約款」といいます）は、インターネットにおける、トップレベルドメイン名に続く各レベルドメイン名のドメイン名登録等を行うためのサービス（以下「本サービス」といいます）について、本サービスによってドメイン名登録を行うまたは登録をすでに行った組織・法人もしくは個人（以下「登録者」といいます）とファーストサーバ株式会社（以下「当社」といいます）との間における利用契約を定めるものです。

当社は、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下「ICANN」といいます）により認定をされたことによって各トップレベルドメイン名のレジストリからそれぞれのレジストリが管理するドメイン名の登録業務を許諾された正式なレジストラであり、かつ、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます）からJPドメイン名の登録業務について取扱を許諾された指定事業者です。

登録者は、本約款を十分に読み、理解し、本約款に従うことに同意した上、本サービスを利用するものとします。

### 第1章 総則

#### 第1条（用語の定義）

1. 「レジストリ」とは、IPアドレスおよび関連データに対応する1件または複数ドメイン名のデータベースに関して、その管理の義務を負う組織または法人を指します。当社が本サービスにおいて取扱うドメイン名およびそのレジストリは、別記2「レジストリ」に記載するものとします。尚、本約款では、JPRSは「レジストリ」に含まれて解釈されるものとします。
2. 「上位組織」とは、「レジストリ」とICANNの総称を指します。
3. 「レジストラ」とは、ドメイン名の登録者とレジストリとの間で登録業務を仲介代行する事業者であり、レジストリに登録するための登録情報を提出する事業者を指します。尚、本約款では、JPドメイン名登録サービスにおける「指定事業者」を「レジストラ」に含まれて解釈されるものとします。
4. 「ICANN契約」とは、当社とICANNとの間で締結されたレジストラ認定契約を指します。
5. 「レジストリ-レジストラ契約」とは、当社とレジストリとの間で締結されたドメイン名登録のライセンス契約を指します。
6. 「ポリシー等」とは、上位組織が随時採用するドメイン名に関するポリシー、指示、指針、その他の取り決めを指します。
7. 「上位契約」とは、「ICANN契約」、「レジストリ-レジストラ契約」、「ポリシー等」の総称を指します。
8. 「ドメイン名」とはトップレベルドメイン名とトップレベルドメイン名に続く各レベルドメイン名をあわせたものを指します。
9. 「登録情報」とは登録申請および変更・更新の際に登録者より提供される全情報を指します。
10. 「登録者」とは「登録情報」として提供される情報に登録者として記載される人を指し、当

該ドメイン名を利用する権限を持つものとします。

11. 「登録日」とは、登録者の申請に基づいたドメイン名および登録情報を、当社がレジストリに登録作業を完了し、ドメイン名がレジストリに登録された状態が開始する日を指します。
12. 「登録終了日」とは、登録者のドメイン名が期限切れ、あるいは廃止になり、登録状態が終了した日を指します。
13. 「登録期間」とは、「登録日」から「登録終了日」までを指します。
14. 「更新手続期限日」とは、ドメイン名を更新するために、登録者が当社の指定する更新に必要な手続を行わなければならない期限の日を指します。
15. 「猶予期間」とは、当該ドメイン名について回復させることができる期間をいい、その期間および回復のための手続は、上位契約によって定められます。

## 第2条（本約款の同意に伴い適用される上位契約）

1. 本約款には、当社が上位契約に含まれる上位組織の要求に基づき登録者に定められる条項が含まれるものとし、上位契約は本約款に優先する効力を有することがあります。また、今後上位契約が修正または更新された場合は、修正または更新後の上位契約が本約款に含まれるものとし、登録者の承諾を得ることなく、変更される場合があります。
2. 登録者は、各ドメイン名別に当社が指定する紛争処理方針（以下、総称して「紛争処理方針」といいます）に従うことに同意するものとします。
3. 前2項に定める他、法令およびガイドライン並びに当社のホームページ等において当社が公開するまたは個別に通知する本サービスの機能説明、利用方法に関する説明、注意事項および制限事項等は本約款とともに本サービスの利用に適用され、本約款の内容と異なる場合は特段の定めがない限り本約款に優先します。

## 第3条（本サービス範囲）

1. 本サービスの利用契約は、登録者が、当社に申請し、当社が入力内容を受領し、当社が承諾の通知を発信することにより、成立するものとします。
2. 本サービスは、本約款に基づいて、当社によって登録者に提供されるものとします。
3. 当社が、本条に基づいて提供する本サービスには、次のことが含まれるものとします。
  - (1) ドメイン名の登録可否に関する調査
  - (2) ドメイン名の登録
  - (3) ドメイン名の再登録・更新
  - (4) 登録されたドメイン名の廃止
  - (5) ネームサーバ情報の変更
  - (6) レジストラ移管
  - (7) ドメイン名の登録情報の検索
  - (8) ネームサーバの登録
  - (9) ネームサーバのIPアドレスの変更
  - (10) ネームサーバの抹消
  - (11) 上記に付随するサービス

4. 当社は、本サービスを日本国内に主たる事務所を有する法人、日本国内に住所を有する個人に対して提供します。
5. 本サービスで取扱を行うドメイン名の種類は別記1に記載され、また各ドメイン名別に別途当社が定めた事項については、「ドメイン名別規約」(以下「本規約」といいます)のとおりとし、登録者は本規約に同意したものとします。
6. 登録者が本サービスを利用できる期間は、別に定めるものとします。
7. 利用契約は、以下の場合において終了するものとします。
  - (1) ドメイン名が、当社以外のレジストラへレジストラ移管した場合
  - (2) ドメイン名の、更新手続が行われなかったことにより、停止、廃止、抹消となった場合
  - (3) 第11条の事由に基づき、ドメイン名が停止、廃止、抹消、取消、移転となった場合
  - (4) その他、当社が合理的な理由により契約の完了を通知する場合

## 第2章 登録手続

### 第4条 (ドメイン名の登録)

1. 登録者は、申請前に必ず本約款の内容を確認し同意のうえ、当社が別に定める申請関連フォームに入力あるいは書類に必要事項を記入して当社に申請するものとします。但し、当社が登録者の申請を承諾したことは、レジストリが登録者の登録申請を受理、登録完了を意味するものではありません。
2. 登録者が行った申請は、以下の場合において取消となることとします。
  - (1) 上位組織が、登録者の申請を受領しない場合
  - (2) 登録者が、当社が指定した登録手続に関する入金期日までに、入金を行わなかった場合
  - (3) 登録者からの入金があった時点から当社が登録手続を行うまでに、登録者と当社との合意において当該申請を取消した場合
3. 同一登録者が複数回申請を行い、当社がこれらの承諾の通知をした場合はそれぞれが独立した利用契約になります。また、同一登録者が、一度に複数のドメイン名の申請を行った場合でも、それぞれの一つ一つのドメイン名に対して利用契約が独立して適用されるものとします。
4. 当社は、登録者が第10条に定める利用料金を別に定める方法により当社に支払いを行い、当社が当該入金を確認した後に、登録者が申請したドメイン名の登録作業開始をします。
5. 前4項に基づき、当社がレジストリへの登録作業を開始し、登録作業が完了し、当該ドメイン名の登録状態が開始した時点(すなわち「登録日」)から後に、当社は登録者に対して登録作業が完了した旨を電子メールで通知することとします。
6. 当社が登録者に対して、登録者の登録等の意思確認を行う通知をする場合において、その通知の発信の時から7暦日以内に、当社が登録者からその意思を有しない旨の回答を受領しない場合には、登録者がその意思を有する旨の回答をしたものとみなします。
7. 当社が合理的な方法により登録作業を行った後、レジストリが当該申請を受理しなかった場合、登録者は再度申請を行うものとします。
8. 登録作業完了日より後に登録情報の内容を訂正する場合、登録者は当社が指定する所定の手

続を行うものとしします。

#### 第5条（ドメイン名の登録期間の更新）

1. 登録期間は、本約款に定められる日と場合を除き、変更を行うことができません。
2. 登録者は、登録を更新する場合、更新手続期限日が到来する前に当社が定める登録に必要な更新手続を行わなければならないものとしします。
3. 更新手続期限日は、当社は事前に当社ホームページへの表示等の方法を用いて登録者に告知することで、更新手続期限日を設定することができることとしします。
4. 更新手続期限日までに所定の登録更新手続が行われない場合、ドメイン名が利用不能状態になることがあります。この際、当社は、抹消等のドメイン名の利用不能状態を防止する義務や利用を復帰させる義務を負わないものとしします。
  - 4の2 前項の定めにかかわらず、猶予期間においては、当社が別に定める料金を支払うことにより、ドメイン名を回復させることができます。
5. 登録者は、登録期間中であっても、別途当社が定める書類を用いた手続を経ることで、ドメイン名登録の廃止を行うことができます。当社が登録者の廃止申請に基づいた廃止手続が完了した日を登録終了日とし、登録期間が終了するものとしします。
  - 5の2 当社は、猶予期間終了後、ドメイン名の登録を廃止します。但し、次の事由のいずれかにあたる場合はこの限りではありません。
    - (1) 上位契約の定める紛争処理方針に基づく措置がとられた場合
    - (2) 裁判所の命令による場合
    - (3) レジストラの更新手続の不備があった場合（レジストラントが回答しなかった場合は含まない）
    - (4) ドメイン名が「ホスト情報」（当該ドメイン名を利用し、名前解決のためにレジストリに登録したホストの情報）として利用されており、且つ第三者のドメイン名のネームサーバ情報に登録されてある場合
    - (5) レジストラントが破産手続中、または支払・請求に関する紛争中である場合
    - (6) ドメイン名が管轄裁判所にて訴訟の対象である場合
    - (7) その他 ICANN によって特に認められた状況下である場合
6. 当社は、登録者の意思にかかわらず、当社および上位組織の判断に基づき、登録期間の延長ができるものとしします。なお、登録期間の延長により第10条に定める利用料金が新たに発生する場合には、当社は事前に当社ホームページへの表示等の方法を用いて登録者に告知することとしします。
7. ドメイン名登録の廃止・削除、あるいは第6項による登録期間の延長によって登録者または第三者に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとしします。
8. 当社は、登録者が複数のドメイン名の更新料金を一括で支払った場合において、支払われた額が当該ドメイン名の更新料金額の総額に満たない場合、当該ドメイン名全てのドメイン名の更新を拒絶できるものとしします。

#### 第6条（登録情報の登録ならびに変更）

登録者は、登録情報の登録ならびに変更に際して、以下の各号に同意するものとします。

- (1) 当社に正確・最新かつ真実な情報を提供すること。
- (2) 当社が定める方法にて、当社の指定する書類の提出を当社へ行うこと（その際、有効期限のある書類を当社に提出する場合は、十分に有効期限内であるものとします。）。
- (3) 前号による提出書類の取得およびそれに関する費用を登録者が負担すること。
- (4) 登録者の登録情報が不正確または不十分であった場合、必要書類の提出不可など、登録者の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を変更できない場合には、これに基づき発生した損害に対しては当社に責任はないものとする。
- (5) 登録されている連絡先が有効なものでない場合、または、登録者が連絡先情報の提供を拒んでいる場合等、当社からの連絡が到達しないことの原因が登録者の責めに帰すべき事由による場合、その不到達に起因して発生した損害については当社は責任を負わないものとする。
- (6) 登録者ならびに当社による登録情報変更の処理中に起きた事故、損害などについて、当社は一切責任を負わないこと。
- (7) パスワードなどの管理責任は登録者の責任において行われること、および第三者のパスワード等の利用による損害は登録者がその賠償責任を負担すること。
- (8) 登録情報の変更・更新を7暦日以内に行うこと。
- (9) 登録ドメイン名の変更はできないこと。
- (10) レジストラ移管サービスを利用する際は、別に定める「レジストラ移管サービスに関する規約」に従うものとする。
- (11) 本サービスの利用にかかる登録情報について当社と登録者との間に疑義が生じた場合は、レジストリに登録された記録内容をもって正とすること。

#### 第7条（登録および更新の拒否等）

1. 当社は、ドメイン名の登録または使用が以下の事由に該当すると当社が合理的に判断した場合、当該ドメイン名について、登録の申請を拒否、取消、あるいは登録期間中であれば、当該ドメイン名登録を停止、廃止、抹消、取消、移転、修正する権利を保持します。
  - (1) 登録者が、事実と反する登録情報に基づいて申請した場合
  - (2) 登録者が当社の求めがあったにもかかわらず、登録情報が正確・最新かつ真実であることを証明できる書類を当社が指定した期限までに提出しなかった場合
  - (3) 登録者が、本約款に基づいて登録者が当社に支払うべき申請期間に対応する料金、費用、消費税等（以下、総称して「利用料金」といいます）を不当な行為、方法によって、回避しようとした場合
  - (4) 法令に違反したまたは違反するおそれがある場合
  - (5) 上位契約に抵触したまたは抵触するおそれがある場合
  - (6) インターネット上の慣習やインターネット事業者またはユーザーの自主的な規制に抵触したまたは抵触するおそれがある場合
  - (7) 紛争処理方針に抵触する恐れがある場合
  - (8) コンピュータシステムの管理上必要と判断された場合

(9) その他、当社の独自の判断による場合

2. ドメイン名の登録または使用が前項各号の事由に該当するおそれがあると判断した場合、相当の期間、登録手続を中止または使用を停止して、かかる事由の有無について検討することがあります。この場合、当社は、その検討の過程および結果について詳細を開示しないものとします。
3. 前2項の場合、当社によって、登録申請を拒否され、もしくは、登録手続が中止され、または、ドメイン名の使用を一時停止され、もしくは、移転、もしくは、抹消された登録者は、当社および上位組織に対して一切の異議申立（訴訟の提起を含むものとします。）をすることができません。
4. 上位契約によって認定を受けているドメイン名紛争処理サービス提供者からの指示がある場合、当社および登録者はその裁定に従うものとします。

第8条（代理人を通じた登録）

登録者のドメイン名が第三者を通じて登録される場合であっても、当該登録者は、本約款に基づく一切の義務を本人として直接負担することに同意します。

第9条（第三者がドメイン名を利用した場合における登録者の責任）

1. 登録者が第三者に対して、当該登録者のドメイン名の使用を許可した場合においても、当該登録者が当該ドメイン名の利用に関する責任を負うものであり、従って、当該登録者が本約款に基づく一切の義務を直接負担することに同意します。
2. 登録情報に登録者以外の第三者の情報が含まれているときは、当該第三者の情報の使用について当該第三者からの承諾を得ているものとして、当社は取り扱うものとし、当該第三者に対する一切の責任は、登録者が負うものとします。その使用、また本約款に基づく開示または通知に関して、登録者は当該第三者から完全な同意を得ていることとします。

第3章 利用料金等

第10条（利用料金と支払方法）

1. 登録者は、別に定める料金表に従い、利用料金を当社に対し当社の定める方法および期限に従い支払うことに同意します。なお、振込手数料等の費用は登録者負担とします。
2. 当社は、登録料、更新手数料、その他当社の定める費用を含む利用料金の支払いが確認されない限り手続を行いません。
3. 第1項に従い当社に対し支払われた利用料金は、理由の如何にかかわらず返金しません。
4. 当社が利用料金を変更した場合は、事前または事後に、当社のホームページへの表示等の方法により登録者に告知することとします。但し、登録者がかかる告知を了知していなかったとしても、利用料金変更の効力には影響しないものとします。

第4章 本サービスの停止、終了、廃止等

#### 第 11 条（ドメイン名の登録の停止・取消等）

1. 登録者は、上位組織、または当社が以下の各号の場合において登録者のドメイン名登録を停止、廃止、抹消、取消、移転、修正する権利を保持することを承諾します。
  - (1) 登録者が紛争処理方針を初めとする上位契約に違反し上位組織または当社による注意にても違反を是正しないとき
  - (2) 上位組織の定めたポリシー等に基づく手続による場合
  - (3) ドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する、各国（日本又は米国に限らない）の法律的な根拠がある場合。また、各国の裁判所、行政機関またはこれに準じる公的機関から、判決、決定、命令、指導その他の意思決定を受けた場合
  - (4) 上位組織及びその他レジストラの管理者により、あらゆる種類の齟齬・誤謬を修正する場合
  - (5) ドメイン名に関する紛争を解決する場合
2. 登録者は、レジストラ移管に伴う場合を除き、当社との契約が終了した場合には、当社がドメイン名登録を抹消することを承諾します。

#### 第 12 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、以下の各号に定める事由のいずれか 1 つでも生じた場合、本約款に基づく登録を終了できるものとします。
  - (1) 当社が本サービスの提供を終了した場合
  - (2) 上位契約に含まれる契約の少なくとも 1 つが終了した場合
  - (3) 本サービスが法令、上位契約、またはインターネット上の慣習もしくはインターネット事業者やユーザーの自主的な規制に抵触し、本約款の変更によっても合理的期間内にかかる抵触を解消できないことが明らかとなった場合
2. 本約款に基づく登録が終了する場合、法令、上位契約等により許容される方法により登録者のドメイン名が譲渡またはレジストラが移管されない限り、当社は、登録したドメイン名を抹消することができるものとします。なお、この場合の移管先レジストラは当社が指定することができるものとします。
3. 本条によって本サービスを終了する場合、支払済みの利用料金の返還は行いません。

### 第 5 章 契約者の義務

#### 第 13 条（免責事項）

1. 当社は、登録者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、損害賠償責任等何らの責任を負わないものとします。
2. 登録者が、本サービスの利用に関して、当社の故意又は重大な過失に基づき、損害を被った場合については前項の限りではありませんが、その場合、登録者が当該ドメイン名に対して当社に支払った 1 年分の更新料に相当する料金を補償額の上限と致します。
3. 当社は、本サービスに関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等、如何なる保証も行い

ません。

4. 当社は、次に掲げる事項により生じる登録者の損害については、その一切の責を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、上位組織による事由、その他不可抗力と認められる事由により手続が遅延し、又は不能となった場合
  - (2) サイバーテロ、クラッキング、不正アクセスなどのインターネット上での攻撃等
  - (3) 通信回線及び通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等
  - (4) 本サービスで受ける情報の誤謬、省略、及び中断並びにシステム障害等により生じた障害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでないもの
  - (5) 本サービスの利用に関し、登録者による本サービス内容もしくはその利用方法についての誤解もしくは理解不足によるもの
  - (6) ドメイン名の登録（登録の拒否ならびに更新およびその拒否を含みます）に伴うもの
  - (7) ドメイン名の利用（不正なドメイン名ハイジャッキングを含みます）に伴うもの
  - (8) 本約款、紛争処理方針等の適用
5. 登録者は、上位組織とその子会社、株主、取締役、役員、従業員、関係会社、および代理人が、登録者のドメイン名に関して発生し被った、請求、損害、訴訟またそのために必要とした弁護士費用を補償することに同意します。登録者は、この補償義務が、利用契約の終了または有効期間の満了の後においても、継続することに同意します。
6. 当社は、本サービスを本条の免責の同意を前提にして提供するものであり、本条の免責に同意しない契約者に対して、本サービスを提供するものではありません。

## 第6章 登録情報の取扱

### 第14条（登録情報の利用）

1. 当社は、当社の定めるプライバシーポリシーに沿って登録情報を取扱い、また、利用するものとし、登録者は、当該取扱い及び利用に同意するものとします。
2. 当社は、登録情報の管理上、当社が必要と判断する措置をとることができるものとします。
3. 登録情報に登録者以外の第三者の個人情報が含まれる場合、登録者は、自己の責任において、当該第三者をして本章に基づく登録情報の取扱条件に同意させるものとします。
4. 当社は、ドメイン名の登録、更新、廃止等の手続の為に必要な登録情報を上位組織に提供するものとし、登録者は、当社による当該登録情報の提供に同意するものとします。

### 第15条（登録情報の一括提供および預託）

1. 当社が ICANN 契約において義務を負う第三者への登録情報の開示方法の一つである「一括した登録情報の提供（Bulk Access）」を行なう際、登録者は自己の情報が当該開示に含まれることに同意するものとします。
2. 登録者は、当社が ICANN 契約の登録情報の第三者預託の規定に沿って、登録情報を以下の預託事業者（以下「預託事業者」といいます）に預託することを承諾するものとします。

預託事業者： Iron Mountain Intellectual Property Management, Inc.

3. ICANN 契約またはレジストリ-レジストラ契約が終了し当社がレジストラの資格を失った場合、預託事業者は、当社をレジストラとして登録されたドメイン名にかかる登録情報を ICANN の要請に応じて ICANN に提供できるものとし、登録者は当該提供を承諾するものとし、

#### 第 16 条（登録情報の公開）

登録者は、自己の登録情報が上位組織の管理運営するドメイン名の登録情報データベース「Whois データベース」を通じて一般に公開されることに同意するものとし、

### 第 7 章 その他

#### 第 17 条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款に基づきサービスを提供します。また、当社が定めた通知手段を用いて、随時、登録者に対して発表・通知される諸規定は、本約款の一部を構成するものとし、登録者はこれを承諾することとし、
2. 当社は、法令等の制定、変更、廃止その他の合理的な理由も含め、登録者の了承を得ることなく本約款を変更することがあります。この変更は当社の利用する手段を通じて随時登録者に対して発表するものとし、この場合には料金その他の提供内容及び提供条件は変更後の最新の約款に拠ります。
3. 登録者は、前項の告知により、当然に変更後の規定についても従うものとし、

#### 第 18 条（連絡）

当社からの連絡はすべて当社のホームページ等で指定する所定の方法によることに同意するものとし、登録者は、連絡先に変更がある場合には、変更後 7 暦日以内に当社に、当社の定める方法により申し出ることとし、連絡先変更によって当社が登録者によって連絡ができなくなってことにより登録者に発生する如何なる損害（ドメイン名の抹消も含みます）に対しても当社は責任を負わないものとし、

#### 第 19 条（準拠法および裁判管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本法とします。
2. 本約款に関する全ての紛争については大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 20 条（本約款の解釈）

本約款の解釈を巡って疑義が生じた場合、当社は合理的な範囲でその解釈を決定できるものとし、

#### 附 則

本約款は、2010年7月27日から施行します。

別記 1

ドメイン名の種類 Types of Domain Names	ドメイン名 Domain Names	レジストリ Registry
gTLD ドメイン名 gTLD Domain Names	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ com</li> <li>・ net</li> </ul> ※ 国際化ドメインを含む。 (International Domain Names included)	VeriSign, Inc
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ org</li> </ul> ※国際化ドメインを含まない。 (No International Domain Names)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ biz</li> </ul> ※国際化ドメインを含む。	NeuLevel
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ info</li> </ul> ※国際化ドメインを含まない。	Afilias
汎用 JP ドメイン名 General-Use JP Domain Name	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JP</li> </ul> ※国際化ドメインを含む。 (International Domain Names included)	JPRS

別記 2 レジストリ

レジストリとは、以下の組織を指します。

組織名 (略称) Organization	VeriSign, Inc.
組織名 (正式名称) Title	VeriSign, Inc.
種類 Type	レジストリ
概要 Summary	.com、 .net ドメイン名の登録管理や DNS の運用などを行う会社
紛争処理方針 Dispute Resolution	統一ドメイン名紛争処理方針 (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)

組織名 (略称) Organization	PIR
組織名 (正式名称) Title	Public Interest Registry
種類 Type	レジストリ
概要 Summary	org ドメイン名の登録管理や DNS の運用などを行う会社
紛争処理方針 Dispute Resolution	統一ドメイン名紛争処理方針 (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)

組織名（略称） Organization	NeuLevel
組織名（正式名称） Title	NeuLevel, Inc.
種類 Type	レジストリ
概要 Summary	biz ドメイン名の登録管理や DNS の運用などを行う会社
紛争処理方針 Dispute Resolution	統一ドメイン名紛争処理方針 (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy) スタートアップ紛争処理方針 (The Start-up Dispute Resolution Policy) 制限並びに紛争処理方針 (The Restrictions Dispute-Resolution Policy)

組織名（略称） Organization	Afilias
組織名（正式名称） Title	Afilias Limited.
種類 Type	レジストリ
概要 Summary	.info ドメイン名の登録管理や DNS の運用などを行う会社
紛争処理方針 Dispute Resolution	統一ドメイン名紛争処理方針 (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy) サンライズ紛争解決方針 (Sunrise Dispute Resolution Policy)

組織名（略称） Organization	JPRS
組織名（正式名称） Title	株式会社日本レジストリサービス
種類 Type	レジストリ
概要 Summary	JP ドメイン名の登録管理や DNS の運用などを行う会社
紛争処理方針 Dispute Resolution	JP ドメイン名紛争処理方針 (JP Domain Name Dispute Resolution Policy)

#### ドメイン名別規約

ファーストサーバ株式会社「ドメイン名登録サービス約款」に基づいて、当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）を利用するにあたって、個別のドメイン名に関する規約を、以下に定めます。

第1条（「.com」「.net」「.org」ドメイン名に関する規約）

登録者は「.com」「.net」「.org」ドメイン名に関する本サービスを申し込むにあたって、ICANN が採択した「統一ドメイン名紛争処理方針(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)」(以下「UDRP」といいます)に同意するものとし、「.com」「.net」「.org」のレジストリ組織が登録管理するドメイン名に関する規約に同意するものとします。

#### 第1条の2(「.biz」ドメイン名に関する規約)

1. 「.biz」ドメイン名登録サービスについて、当社は、ICANN 及び NeuLevel, Inc.の認定を受けた正式な指定事業者です。
2. 登録者は、以下の事項について保証するものとします。
  - (1) 登録ドメイン名は、事業または商業目的に利用されるものとし、次の目的に利用されないこと。
    - ① 個人利用の為に独占すること、または、
    - ② 報酬を得る為に販売、取引、賃貸すること、または、販売、取引、賃貸のオファーをすること。
  - (2) 登録者が「ドメイン名登録サービス約款」ならびに「ドメイン名別規約」に同意する権限を所有していること。
  - (3) 登録ドメイン名が登録者のビジネス、または、登録時点における登録者の商業計画に合理的に関連していること。
3. 「.biz」ドメイン名の紛争処理には、「統一ドメイン名紛争処理方針 (UDRP)」、「スタートアップ紛争処理方針 (The Start-up Dispute Resolution Policy)」及び「制限並びに紛争処理方針 (The Restrictions Dispute-Resolution Policy)」が適用されます。登録者は、これらの紛争解決ポリシーを読み、理解し、当該ポリシーが本規約の一部をなし、自らがこれに拘束されることに同意するものとします。尚、当該ポリシーは、適宜変更され適用されません。

#### 第1条の3(「.info」ドメイン名に関する規約)

1. 登録者は、Afilias と当社との間で締結されたレジストリーレジストラ契約に基づく目的遂行の為に、「.info」ドメイン名のレジストリである Afilias Limited、その指定業者、又は、その代理人により登録者の個人データを使用、複製、配信、公表、改変及びその他の手段をもって処理することに同意するものとします。
2. 登録者は、ICANNの「統一ドメイン名紛争処理方針 (UDRP)」の手続きに従うこと及びサンライズ期間中に登録されたドメイン名に関しAfiliasの定める条件(AfiliasとICANNとのレジストリ契約にて規定された「サンライズ紛争解決方針 (Sunrise Dispute Resolution Policy)」を含む)に従うものとします。尚、これらの方針は、Afilias独自の裁量により変更される場合があります。
3. ドメイン名登録サービス約款第6条第8号の規定に関わらず、登録「.info」ドメイン名の有効期間中に登録者情報に変更があった場合、登録者は、これを直ちに修正およびアップデートするものとします。
4. 登録者は、「.info」ドメイン名のレジストリである Afilias がサンライズ期間中又はランドラ

ッシュ期間中の手続き等により生じる損失、不利益（以下の(a)及び(b)を含むがこれに限  
定しない）について一切の責任を負わないことを認めるものとします。

- (1) これらの期間中に特定のドメイン名を登録者が取得できること、又は、取得できないこと、  
及び
- (2) サンライズ期間中のドメイン名登録にかかる紛争の結果

## 第2条（「.jp」ドメイン名に関する規約）

1. 本サービスの一環として行う JP ドメイン名登録サービスについては、当社は、JP ドメイン  
名のレジストリである株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます）との  
契約により、JP ドメイン名登録申請等の取次に関する業務を許諾された正式な指定事業者  
であり、JP ドメイン名登録サービスは、かかる契約に基づき運営されるものとします。
2. 登録者は、「.jp」ドメイン名に関する本サービス申し込むにあたって、JPRS の定める「属  
性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」、「汎用 JP ドメイン名登録  
等に関する規則」、その他 JPRS が定める規則等に同意するものとします。
3. JP ドメイン名の紛争処理方針については、社団法人日本ネットワークインフォメーション  
センターの定めた「JP ドメイン名紛争処理方針」に従うものとし、当社は特別の対応はし  
ないものとします。

## 第3条（国際化ドメインに関する規約）

1. 登録者は、国際化ドメイン名の登録において登録者が申請したドメイン名が、上位組織の指  
定した変換方式によって、2 バイトコードから 1 バイトコードに変換され、申請したドメイ  
ン名と同一ではないことに同意することとします。
2. 登録者は、国際化ドメイン名の登録においてレジストリに登録されるドメイン名が前項に基  
づき 2 バイトコードから 1 バイトコードに変換されたドメイン名が登録されることに同意  
することとします。
3. 国際化ドメイン名のコード変換は、各国語ごとに個別の文字コード表に基づいて行われるた  
め、同一の表記（例えば日本語漢字と中国語漢字）の場合でも異なったドメイン名として取  
り扱われることに同意するものとする。
4. 変換方式は、上位組織の指定により変更される場合があり、そのことによって登録ドメイ  
ン名の 1 バイト表記が登録者の承諾なく変更されることに同意することとします。その場合、  
コンピュータシステム上の制約により当該ドメイン名の登録の維持が不可能となった場合  
には、登録者は該当ドメイン名の変更、停止、廃止、抹消に同意するものとします。

## 第4条（条項の準用）

個々のドメイン名に関する規約に定めのない事項は、当該規約に反しない限り、ファーストサ  
ーバ株式会社が定める「ドメイン名登録サービス約款」によるものとします。

## 附 則

本規約は、2010 年 7 月 27 日から施行します。

## レジストラ移管サービスに関する規約

この「レジストラ移管サービスに関する規約」（以下「本規約」といいます）は、レジストラを変更しドメイン名を移管させることを内容としたファーストサーバ株式会社（以下「当社」といいます）の提供するサービス（以下「本サービス」といいます）について、これを申し込む申請者と当社との間における利用契約を定めるものです。

当社は、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下「ICANN」といいます）により認定をされたことによって各トップレベルドメインのレジストリからそれぞれのレジストリが管理するドメインの登録業務を許諾された正式なレジストラであり、かつ、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます）から JP ドメインの登録業務について取扱を許諾された指定事業者です。

申請者は、本サービスを申し込む前に、本規約および当社「ドメイン名登録サービス約款」および「ドメイン名別規約」（以下、総称して「基本サービス約款」といいます）を十分に読み、理解し、本規約に従うことに同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

申請者は、当社および上位組織が定める申請手続に従って申請を行なうことを、あらかじめ了承することとします。

### 第1条（定義）

1. 「レジストラ・イン」とは、当社以外のドメイン名登録機関（以下「レジストラ」といいます）を通じてドメイン名を登録した申請者が、当社をレジストラとするためドメイン名を移管させることをいいます。
2. 「レジストラ・アウト」とは、当社をレジストラとするドメイン名の申請者が、当社以外をレジストラとするためドメイン名を移管させることをいいます。
3. 「レジストラ移管」とは、前2項に定めるレジストラ・インおよびレジストラ・アウトの総称をいいます。
4. 「申請者」とは、本規約に同意のうえ、本サービスを申し込んだ法人・団体または個人のお客様をいいます。
5. 「ドメイン名」とは、申請者のレジストラ移管申請における当該ドメイン名をいいます。

### 第2条（レジストラ・イン）

1. 申請者は、次の各号における内容を表明、保証し、当社の定める方法にてレジストラ・インの申請を行うこととします。
  - (1) 申請者の申請に関連して当社に提出される情報は、正確で完全であること。
  - (2) 申請者は、登録されたドメイン名の正当な所有であること。
  - (3) 申請依頼日現在のドメイン名のレジストラが、現在のレジストラであること。

- (4) 現在のレジストラに対して、申請者は如何なる債務不履行も犯していないこと。
  - (5) 申請者につき、破産、会社更生、会社整理、民事再生、または特別清算の申立がないこと。
  - (6) 申請者は、自己のドメイン名の使用又は所有保有に関して紛争の当事者となっていないこと。
  - (7) 当社に対して、申請者は如何なる債務不履行も犯していないこと。
  - (8) ドメイン名は差押、仮差押の対象となっていないこと。
2. 次の各号の該当する場合は、当社はその申請者のレジストラ・インの申請を受理しないことがあります。また、受理した後に、次の各号に該当することが判明した場合、当社は受理しなかったものとする場合があります。
- (1) 当該ドメイン名が、初回登録後 60 日を経過していない場合、又は現在のレジストラへ移管後 60 日を経過していない場合
  - (2) 本条第 4 項の定めにより、延長された当該ドメイン名の登録終了日までが 10 年を超える場合
  - (3) 当該ドメイン名登録者の申請者との間に、同一性についての疑義、もしくは紛争がある場合
  - (4) 法律、条例、上位契約のポリシー等の定めによりレジストラ移管が禁止される場合
  - (5) 現在のレジストラが、レジストラの移管を認めない場合
  - (6) その他、当社が受理できないと判断した場合
3. 申請者は、当社がレジストラ・インの申請を受理した時点から、本規約、基本サービス約款ならびにレジストリが定めた紛争処理方針に拘束されることに同意します。
4. ドメイン名を当社へレジストラ・インする場合、申請者は、当該ドメイン名の登録期間が従来の終了日より 1 年間、延長されることに同意するものとします。

### 第 3 条 (レジストラ・アウト)

申請者は、レジストラ・アウトを希望する場合、当社が定める方法により申請を行なうものとします。但し、次の各号における場合には、当社はレジストラ・アウトを認めないことがあります。

- (1) 詐欺の証拠がある場合
- (2) 上位組織あるいはドメイン名紛争の措置による場合
- (3) 裁判所の命令による場合
- (4) 当社に対し、債務不履行がある場合
- (5) ドメイン名の正当な保有者がレジストラ・アウトに関し異議を文書にて提出した場合
- (6) 当社が、ドメイン名のロック・ステータス(レジストラ移管ができない状態)を解除させるための手段を申請者に提供しているにもかかわらず、ドメイン名がロック・ステータスになっている場合
- (7) 当該ドメイン名が、初回登録後 60 日を経過していない場合、又はレジストラ・インした後 60 日を経過していない場合
- (8) 当該ドメイン名登録者の申請者との間に、同一性についての疑義、もしくは紛争がある場合

(9) 法律、条例等の定めによりレジストラ移管が禁止される場合

(10) その他当社が判断した場合

#### 第4条（提出書類）

申請者は、レジストラ移管に関し、当社および上位組織が指定する書類を当社が定める期日までに当社へ提出しなければなりません。

#### 第5条（費用）

申請者は、レジストラ移管の手續にかかる費用を、当社が別に定める方法によって当社に支払うものとします。

#### 第6条（記録）

申請者がドメイン名の登録に関し複数レジストラとの契約を経た場合であっても、申請者は、当該ドメイン名の初期登録日を証明するに適切な記録を保管しなければなりません。

#### 第7条（規約等の変更）

レジストラは申請者の承諾を得ることなく本規約、ドメイン名登録サービス約款および紛争処理方針を適宜変更できるものとし、この場合、料金その他の条件は変更後の本規約、ドメイン名登録サービス約款および紛争処理方針に従うものとし、これらの変更は、当社の定める方法にて申請者に告知するものとし、

#### 第8条（ドメイン名の種類）

当社が手續可能なドメイン名の種類については、ドメイン名登録サービス約款「別記1 ドメイン名の種類」に定めたとおりとします。

#### 第9条（免責）

1. 当社は、本サービスを行うにあたり、レジストラ移管不能事由に該当する場合、または、不可抗力によるコンピュータシステムの停止等、当社の責に帰さない事由によりレジストラ移管の手續が行われなかったことによるあらゆる損害について一切責任を負いません。
2. 申請者は、当社が本規約および上位契約に定められる正当な手續に基づいてレジストラ移管の手續を行ったことにより申請者に何らかの損害が生じた場合であっても申請者は当該損害について、当社を免責するものとし、

#### 第10条（条項の準用）

本規約に定めのない事項については、基本サービス約款の定めが適用されます。

#### 附 則

本規約は、2010年7月27日から施行します。